



長浜市パートナーシップ宣誓制度 ご利用の手引き



長浜市

目 次

1. 趣旨	2
2. 手続きの大まかな流れ	4
3. 宣誓を行うことができる方	4
4. 手続きの流れ	5
5. 宣誓に必要なもの	6
6. 受領証等のイメージ	8
7. 受領証等の変更、再交付、返還	8
8. よくある質問	9
9. 参考資料（お困りの時の相談窓口）	13
10. 参考資料（条例、要綱）	14

1. 趣旨

性の多様性については社会的に認識が進んでいるものの、性的マイノリティ（L G B T Q）に対する差別や偏見により、当事者の方が様々な困難を抱える状況は厳しいものがあります。

このような中、近年は同性婚を認めていない現行制度は違憲とする判決や、全国の地方自治体でパートナーシップ制度の導入が進むなど、性的マイノリティを取り巻く環境は変化しつつあります。

本市においては、これまでの啓発の取組に加えて、多様な性のあり方に対する理解促進の取組の一環として、性的マイノリティ（L G B T Q）の人々の暮らしやすい環境づくりにつなげるため、パートナーシップ制度の導入について検討を進めてきました。

このたび、県内の制度導入市への聞き取りや、庁内関係課と協議を行い、また、長浜市人権尊重審議会及び長浜市男女共同参画を進めるパートナーシップ委員会での意見等を踏まえ、パブリックコメントを経て、長浜市パートナーシップ宣誓制度を開始します。

性的マイノリティ（L G B T Q）の人たちに対する理解を深め、日常の生きづらさを軽減し、すべての市民が多様な価値観を認め合う社会の実現を目指します。

長浜市パートナーシップ宣誓制度とは

長浜市では、人権が尊重されるまち長浜をつくる条例の理念に基づき、すべての市民が多様な価値観を認め合う社会の実現をめざしています。

このたび、多様な性のあり方に対する理解促進の一環として、性的マイノリティ（L G B T Q）の人たちの日常の生きづらさを軽減し、暮らしやすい環境づくりにつなげるため、「長浜市パートナーシップ宣誓制度」を開始しました。

この制度は、戸籍上の性別にとらわれず、一方又は双方が性的マイノリティである二人が、日常生活においてお互いを人生のパートナーとして、相互に責任を持って協力し合い、継続的に共同生活を行っている、又は継続的に共同生活を行う約束をした関係であることを宣誓した事実に対して、市が証明する制度です。

婚姻制度とは異なり、法的な権利や義務の付与を伴うものではありませんが、宣誓された二人のパートナーとしての思いを尊重し、市として応援するものです。

【用語】

- ・ 性的マイノリティ 性的少数者（LGBTQなど）の総称
性自認が出生時に判定された性と一致しない方又は性的指向が異性に限らない方のことをいう。
- ・ パートナーシップ
互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係であって、その一方又は双方が性的マイノリティである二人の関係のことをいう。
- ・ 宣誓
パートナーシップにある二人が、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

人々を表す

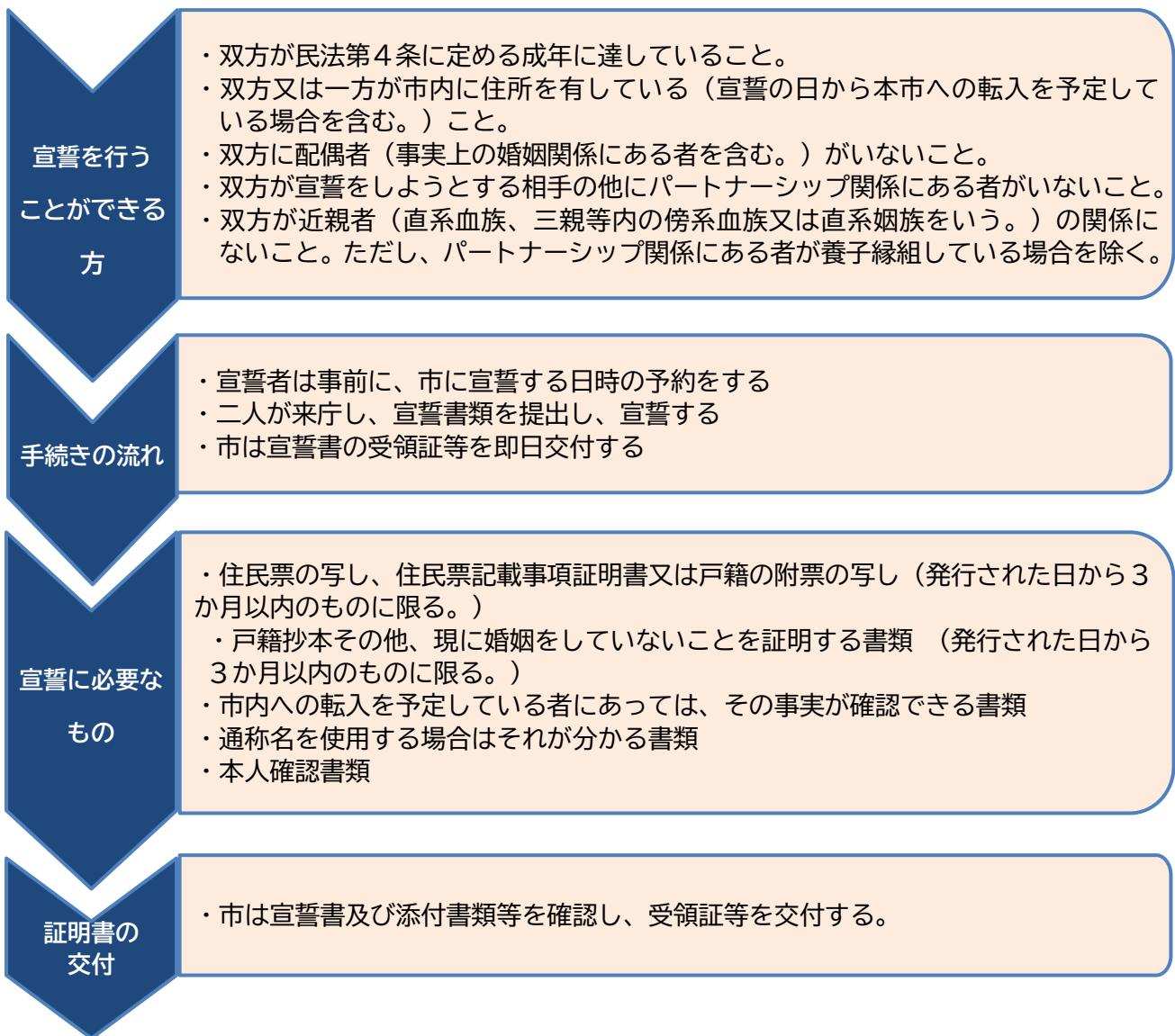
レズビアン	
Lesbian	同性を好きになる女性
ゲイ	
Gay	同性を好きになる男性
バイセクシャル	
Bisexual	両性を好きになる人
トランスジェンダー	
Transgender	身体の性と心の性が異なる人
クエスチョニング	
Questioning	自分の性のあり方がわからない、迷っている、決めたくない人や
クイア	
Queer	男性でも女性でもない、既存の性別の枠組に当てはまらない自己認識を持つ人

属性を表す

SOGI 性的指向及び性自認

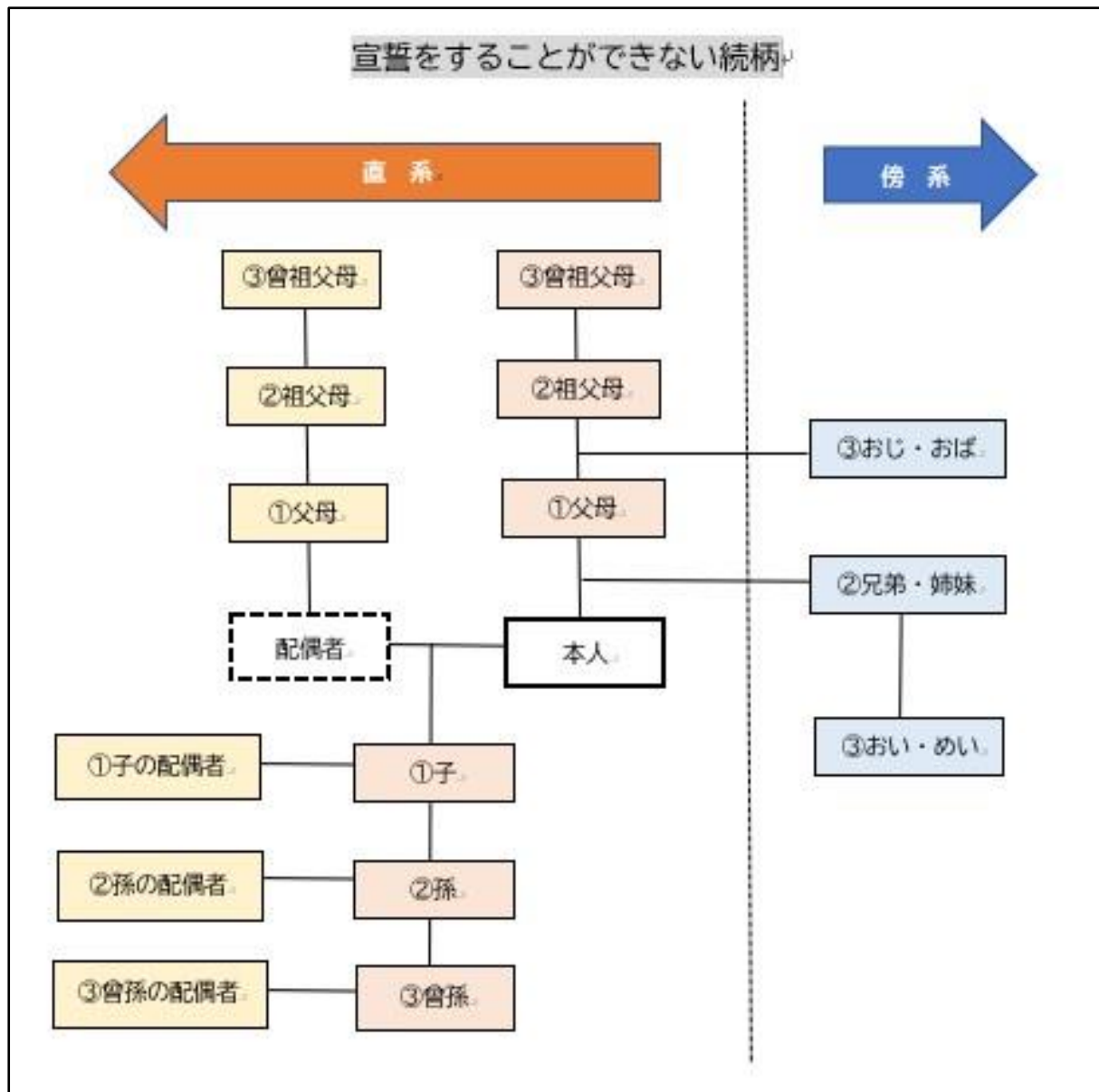
- SO Sexual Orientation** 性的指向
性的魅力をどのような相手に対して感じるか/感じないか
- GI Gender Identity** 性自認
自己の認識する性、自分の性別をどう認識しているか

2. 手続きの大まかな流れ



3. 宣誓を行うことができる方

- （1）双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に定める成年に達していること
- （2）双方又は一方が市内に住所を有している（宣誓の日から本市への転入を予定している場合を含む。）こと
- （3）双方に配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む。）がいないこと
- （4）双方が宣誓をしようとする相手の他にパートナーシップ関係にある者がいないこと
- （5）双方が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。）の関係にないこと。ただし、パートナーシップ関係にある者が養子縁組をしている場合を除く。



※ここに記載のある続柄の方は宣誓できません。

ただし、パートナーシップ関係に基づく養子縁組の場合は宣誓できます。

4. 手続きの流れ

要件の確認・必要書類の用意

宣誓できる方の要件（上記参照）と宣誓に必要な書類（P 6～7 参照）を確認してください。



宣誓の事前予約

宣誓の事前予約

- ・ 右の2次元コードから宣誓希望日等を入力してください。
※ 困難な場合は、メール（jinken@city.nagahama.lg.jp）または
電話予約可（平日午前9時～午後4時45分 0749-65-6560）
- ・ 宣誓希望日（土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く。）の
原則1か月前から7日前までに、事前予約をお願いします。
- ・ 宣誓は、プライバシーに配慮し、長浜市役所本庁舎内の個室で行います。
- ・ 手続きには、1～2時間程度お時間をいただくことがあります。



宣誓当日の手続き

- ・ 必ずお二人で来庁してください。
- ・ 本人確認書類と必要書類を併せて提出してください。
- ・ 長浜市パートナーシップ宣誓書に市職員の前で自署していただきます。
自署が困難な場合は、お二人以外の方の代筆も可
- ※ 書類に不備や不足がある場合等は、改めて宣誓日を調整します。
- ※ 提出された書類や記載されている内容等の個人情報厳重に守ります



受領証の交付

宣誓の要件を満たしている場合、宣誓書の写しを添えて、長浜市パートナーシップ宣誓書受領証（1部）及び長浜市パートナーシップ宣誓書受領証カード（2部）（以下あわせて「受領証等」という。）を交付します。必ずお二人で来庁してください。

5. 宣誓に必要なもの

長浜市パートナーシップ宣誓書（様式第1号）は、**市で用意**します。

次に掲げる書類を提出してください。

（1）住民票の写し、住民票記載事項証明書又は戸籍の附票の写し

- ・ 3か月以内に発行されたもの
- ・ 1人1通ずつご提出ください。（同一世帯の場合、1通で可）
- ・ 長浜市民以外（3か月以内に長浜市に転入予定）の場合でも、現住所の住民票の写し等をお持ちください。

※ **個人番号（マイナンバー）の記載があるものは受け取ることができません。**

※ **本籍と続柄の記載は不要です。**

(2) 独身であることを証明する書類（戸籍抄本）

- ・ 3か月以内に発行されたもの
- ・ 1人1通ずつご提出ください。

※令和6年3月から本籍地が長浜市外の場合も広域交付により戸籍の交付ができるようになりました。詳細は、市民課にご確認ください。

【外国籍の方へ】

上記の独身であることを証明する書類として、以下の2つの書類が必要です。

- ・ 婚姻要件具備証明書等、独身であることを証明する書類又はそれに準ずる書類
- ・ 証明書に係る日本語の翻訳文（翻訳者の氏名入り）

※ 取得方法は、自国の在日日本大使館や領事館にお問合せください。

(3) 長浜市へ転入を予定している方は、その事実が証明できる書類 (双方が長浜市民でない場合)

- ・ 物件売買契約書の写し、賃貸契約書の写し等

※転入後は速やかに住民票など転入したことがわかる書類を提出ください。

(4) 本人確認書類 ※提示のみ

以下のうち有効期限内のものを、いずれか1つ提示してください。

- ① 個人番号カード（マイナンバーカード）
- ② 日本国発行の一般旅券（パスポート）
- ③ 運転免許証
- ④ 官公署が発行した顔写真付きのもの

※ 上記書類をお持ちでない場合、ご相談ください。

(5) 通称名の使用を希望する場合、当該通称を社会生活上日常的に使用していることが 確認できる書類

原則、以下のうち有効期限内のものを2点以上（書類のうち1点以上は6か月以上使用していること）を添付してください。

- ① 在職証明書等又は社員証
- ② 在学証明書又は学生証
- ③ 社会保険証
- ④ 年金手帳
- ⑤ 公共料金の領収書
- ⑥ 通帳

※【注意】本制度のみ使用可能です。本制度で通称を使用しても、**住民票には記載されません。外国人住民の住民票への通称記載とは異なるものです。**外国人住民が住民票において通称記載を希望する場合には、別途、異なる要件での手続きが必要です。

6. 受領証等のイメージ

様式第2号（第7条関係）

（表 面）
第 号

長浜市パートナーシップ宣誓書受領証

（氏名又は通称名）

（生年月日： 年 月 日） （生年月日： 年 月 日）

宣 誓 日

長浜市パートナーシップの宣誓に関する要綱に基づき、パートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。

年 月 日

長浜市長

様式第2号（第7条関係）

（裏 面）

この受領証の提示を受けられた方へ

長浜市では、市民一人ひとりが人権を尊重し、多様な価値観・生き方を認め合える社会の実現をめざして、パートナーシップ宣誓制度を導入しています。

「長浜市パートナーシップ宣誓制度」は、長浜市として、お二人が互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを宣誓されたことを証明するものであり、市民や事業者の皆様に対して、性の多様性や性的マイノリティの方々に対する理解が広がるよう取り組むものです。

【特記事項】戸籍上の氏名、再交付年月日等

緊急連絡先

（表面）

長浜市パートナーシップ宣誓書受領証

宣誓者 宣誓者

様 様

生年月日 生年月日

年 月 日生 年 月 日生

長浜市パートナーシップ宣誓制度の取扱いに関する要綱の規定に基づきパートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。

宣誓年月日 年 月 日

（裏 面）

このカードの提示を受けられた方へ

「長浜市パートナーシップ宣誓制度」は長浜市としてお二人が互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを宣誓されたことを証明するものであり、市民や事業者の皆様に対して、性の多様性や性的マイノリティの方々に対する理解が広がるよう取り組むものです。

【特記事項】※戸籍上の氏名、再交付年月日等

【緊急連絡先】

7. 受領証等の変更、再交付、返還等

【共通のお願い】

来庁日を事前予約してください。

再交付等にお時間がかかることがあります。

本人確認できる書類をお持ちください。

(1) 宣誓した内容に変更が生じた場合

長浜市パートナーシップ宣誓事項変更届(様式第4号)

- ・届出者は宣誓者一人でも可。
- ・変更内容が確認できる書類を提出してください。
- ・長浜市パートナーシップ宣誓書受領証及び長浜市パートナーシップ宣誓書受領証カードをお二人分お持ちください。

<変更内容が確認できる書類の例>

- ◆ 住所変更の場合 住民票、住民票記載事項証明書
- ◆ 氏名変更の場合 戸籍抄本等
- ◆ 通称名変更の場合 給与明細書、通称名の記載のある住民票等

(2) 紛失、毀損等により、受領証等の再交付を希望する場合

長浜市パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(様式第5号)

届出者は宣誓者一人でも可

紛失の場合を除き、すでに交付を受けた長浜市パートナーシップ宣誓書受領証等をお持ちください。

(3) 返還する場合

以下のいずれかに該当するときは、長浜市パートナーシップ宣誓書受領証等返還届(様式第6号)と交付を受けた宣誓書受領証等を返還してください。

お二人もしくはお一人でお越しください。

- ① 双方の意思によりパートナーシップ関係を解消したとき
- ② 双方がともに本市に住所を有しなくなったとき
- ③ 一方が死亡したとき
- ④ 一方又は双方が、第3条各号に掲げる要件に該当しなくなったとき

8.よくある質問

Q1. パートナーシップ宣誓制度と婚姻制度はどう違うのですか。

婚姻は法律に基づいて行われるものであり、相続や財産上の権利や扶養義務などの法律上の権利や義務が発生します。一方、パートナーシップ宣誓制度は、本市が独自に要綱(市の内部規定)により実施するものであるため、法律上の権利や義務は発生しません。

この制度は、一方又は双方が性的マイノリティであるカップルが、日常生活においてお互いを人生のパートナーとして、相互に責任を持って協力し合うことの宣誓を受けて、二人の思いを尊重し、市として応援するものです。

Q2. 法的効力がないのに、なぜ制度の導入をするのですか。

この制度は、性的マイノリティの方々の人権を尊重するためのものです。多様な性に関する差別や偏見がなくなり、性的マイノリティに関する社会的な理解が進むことを願い、制度を導入することとしました。

Q3. パートナーと法的な関係を構築する方法はありますか。

結婚に類似した関係を構築する方法として、公正証書により、任意後見契約、合意契約等を結ぶ方法があります。手続きには費用が発生します。詳しくは公証役場にお問い合わせください。

大津公証役場 電話：077-523-1728

近江八幡公証役場 電話：0748-33-2988

長浜公証役場 電話：0749-63-8377

Q4. 宣誓できるのは、同性パートナーだけですか。

同性パートナーに限らず、一方または双方が性的マイノリティである方で、宣誓要件を満たしていれば宣誓することができます。宣誓要件については、4ページを確認してください。

Q5. 事実婚の方も宣誓できますか。

本市の制度の対象者は一方または双方が性的マイノリティの方に限定しているため、異性愛のみの事実婚の方は対象ではありません。

事実婚の方は、健康保険や厚生年金保険の被扶養者となることができるほか、遺族年金の受給が可能であるなど、婚姻に準ずる一定の関係性が認められており、性的マイノリティの方々が直面している状況とは異なると考えます。

Q6. 養子縁組をしています、宣誓できますか。

お二人が近親者（養子縁組によって、近親者となった場合を除く）でなければ、パートナーシップの宣誓が可能です。

※5ページ「宣誓できない続柄」を参照ください。

Q7. 同居をしていなくても、宣誓できますか。

必ずしも同居している必要はありません。ただし、日常生活においてお互いを人生のパートナーとして、相互に責任を持って協力し合い、継続的に共同生活を行っている、または継続的に共同生活を行う約束をした関係であることが必要です。

Q8. 宣誓書受領証等に通称名は記載されますか。

宣誓書受領証等に通称名を記載することができます。

通称名の記載を希望される方は、宣誓時に日常生活において通称名を使用していることが確認できる書類をご提示ください。（7ページ参照）

なお、本制度における宣誓書受領証等に記載する通称名は、他の行政手続きにおける通称名使用を認めたり、民間サービスにおいて通称名使用することを保証するものではありません。

Q9. 宣誓できるのは長浜市民だけですか。

宣誓時から少なくともどちらか一方は、長浜市民である必要があります。宣誓後についても同じです。

Q10. 宣誓はどこで行うのですか。

宣誓は、長浜市役所本庁舎で行います。北部合同庁舎などではできません。

Q11. 宣誓することに際し、プライバシーは守られますか。

宣誓は、プライバシーに配慮し、原則個室で行い、担当の市職員のみが立ち会います。

また、提出された書類や記載されている個人情報等について、本人の同意なく外部に提供することはありません。

Q12. 土日など、休みの日に宣誓をすることはできますか。

原則、宣誓は平日の午前9時から午後4時45分までです。ただし、特段のご事情がある場合は、人権施策推進課までご相談ください。

Q13. 郵便やEメールでも宣誓書を受け付けていますか。

郵便やEメールでは受け付けていません。宣誓時はお二人でお越しいただき、宣誓書を提出していただきます。

Q14. 代理人でも宣誓できますか。

代理人による宣誓はできません。事前に予約した日時に必要書類をお持ちのうえ、宣誓を行うお二人揃ってお越しください。

Q15. 宣誓に費用はかかりますか。

宣誓書の提出や受領証等の交付は無料です。ただし、宣誓等の際に提出していただく必要書類（住民票や戸籍抄本など）の交付手数料等は自己負担となります。

Q16. 宣誓すると戸籍や住民票の記載が変わりますか。

この制度は法的効力がないため、宣誓後に戸籍や住民票の記載が変わることはありません。

Q17. なりすましや偽装など悪用をされませんか。

宣誓を受ける際、独身であることを証明する書類等と、本人確認を行うため身分証明書の提示をいただき、なりすましなどの悪用を防止します。

また、偽りやその他の不正の手段により宣誓書受領証等の交付を受けた場合は、当該宣誓を無効にするとともに宣誓書受領証等に記載された番号を市のホームページ等で公表することがあります。

Q18. 受領証等はどこで利用できますか。

【行政サービス】

市のホームページからご確認ください。随時更新していきます。

<https://www.city.nagahama.lg.jp/0000013806.html>



【民間サービス】

- ・携帯電話会社の家族割の利用
- ・医療機関において家族として対応
- ・金融機関における住宅ローンの連帯保証人
- ・生命保険会社の保険金受取人に指名

など

※詳しくは、サービス提供事業者へご確認ください。

Q19. 長浜市外に引っ越すとき、何か手続きが必要ですか。

宣誓されたお二人ともが長浜市外に引っ越すときは、宣誓要件を満たさなくなりますので、返還届を提出するとともに、受領証等を返還してください。

Q20. パートナーシップを解消したいときはどうすればいいですか。

返還届（様式第6号）を提出するとともに、受領証等を返還してください。



9. 参考資料（お困りの時の相談窓口）

窓口名称	電話番号及び相談先	対応日時
みんなの人権 110 番 (全国共通人権相談ダイヤル)	0570-003-110	月曜日から金曜日の 8 時 30 分から 17 時 15 分まで（ただし、祝日、年末年始を除く）
子どもの人権 110 番	0120-007-110 (おかけになった場所の最寄の法務局または支局につながります。)	月曜日から金曜日の 8 時 30 分から 17 時 15 分まで（ただし、祝日、年末年始を除く）
外国語人権相談ダイヤル	0570-090-911	月曜日から金曜日の 9 時から 17 時まで（ただし、祝日、年末年始を除く）
よろず相談	0749-63-4811 長浜市社会福祉協議会	毎週 月・火・水・金曜日の 13 時から 16 時まで 毎週木曜日の 10 時から 12 時まで
法律相談（要予約） 法律問題について、弁護士が相談に応じます。 相談時間は 1 人 30 分、相談無料	0749-62-1804 長浜市社会福祉協議会	毎月第 2、第 4 木曜日の 13 時から 16 時まで ※過去 1 年以内に本相談を利用していない人に限ります。
法律相談	0570-078-339 法テラス滋賀(日本司法支援センター滋賀地方事務所)	月曜日から金曜日の 9 時から 17 時まで
法律相談	077-522-3238 (予約制) 滋賀弁護士会法律相談センター	月曜日から金曜日の 9 時から 17 時まで (30 分 5,500 円)

※その他の窓口などは市のホームページでご確認ください。 ⇒

<https://www.city.nagahama.lg.jp/0000012657.html>



■人権が尊重されるまち長浜をつくる条例 平成18年9月25日条例第245号

私たちは、生まれや姿、言葉や習慣、価値観や生き方、性別や年齢、一人として同じ人はありませんが、生きていることの重さや存在に違いはありません。人はけっして一人では生きていけず、多くの命とかかわり合い、ときには支え、互いに励まし合って生きています。

ところが、めまぐるしく変化する社会のなかで、知らず知らずのうちに人はこの大切なことを置き忘れ、心の壁をつくってしまうことがあります。

私たちは、どんなときでも、すべての命を尊び、互いに認め合う心を持ち続けている市民でありたいと願っています。その願いを現実にし、あらゆる場面で、あらゆる方法で、市民が一つになって差別のない平和で明るいまちをつくるため、この条例をつくります。

(目的)

第1条 この条例は、市民一人ひとりが人権意識を高め、自らの取り組みにより、人権が尊重されるまち長浜をつくることを目的とします。

(市の役割)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、地域、学校、家庭、企業、関係機関、団体等と協力し合い、必要な施策（以下「施策」といいます。）を進めます。

(市民のつとめ)

第3条 市民は、自ら人権意識を高めるとともに、お互いの人権を尊重し合うように努めます。

(基本計画)

第4条 市は、施策を総合的に進めるための基本となる計画を定めます。

(推進体制の整備)

第5条 市は、施策を効果的に進めるために必要な推進体制の整備に努めます。

(審議会)

第6条 この条例の目的を達成するための重要事項を審議する機関として、長浜市人権尊重審議会（以下「審議会」といいます。）を設けます。

2 審議会の組織、運営その他必要な事項は、市長が別に定めます。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

この条例は、公布の日から施行します。

■長浜市パートナーシップの宣誓に関する要綱 長浜市告示第131号

(趣旨)

第1条 この要綱は、人権が尊重されるまち長浜をつくる条例(平成18年長浜市条例第245号)の理念に基づき、市民一人ひとりが人権を尊重し、多様な価値観及び生き方を認め合える社会の実現を目指すため、パートナーシップの宣誓について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 性自認が出生時に判定された性と一致しない者又は性的指向が異性に限らない者をいう。
- (2) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した、一方又は双方が性的マイノリティである2人の関係をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップにある2人が、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓者の要件)

第3条 宣誓ができる者は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 民法(明治29年法律第89号)第4条の成年に達していること。
- (2) 宣誓をしようとする2人のうち、いずれかが市内に住所を有する(宣誓の日から市に転入する予定をしている場合を含む。)こと。
- (3) 配偶者(事実上の婚姻関係にある者を含む。)がいないこと。
- (4) 宣誓をしようとする2人以外にパートナーシップにある者がいないこと。
- (5) 宣誓をしようとする2人が近親者(直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。)でないこと。ただし、養子縁組により近親者となっている場合は、この限りでない。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、パートナーシップ宣誓書(様式第1号。以下「宣誓書」という。)に定める事項を記入し、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、当該宣誓をしようとする者が自ら宣誓書に記入できないと市長が認めるときは、市職員及び当該宣誓をしようとする2人の立合いの下で、当該宣誓をしようとする2人以外の者に代筆させることができるものとする。

- (1) 住民票の写し、住民票記載事項証明書又は戸籍の附票の写し(発行の日から3か月以内のものに限る。)
- (2) 戸籍抄本その他の現に婚姻をしていないことを証する書類(発行の日から3か月以内のものに限る。)
- (3) 市に転入する予定をしている者にあつては、その事実が確認できる書類
- (4) その他市長が必要と認めるもの

2 宣誓をしようとする者は、宣誓の日程その他必要な事項について、事前に市と調整するものとする。

(本人確認)

第5条 市長は、宣誓をしようとする者その他この要綱による手続をする者が本人であることを確認するため、次の各号のいずれかの書類の提示を求めるものとする。

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項の個人番号カード
- (2) 旅券法（昭和26年法律第267号）第2条第2号の一般旅券
- (3) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項の運転免許証
- (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した本人の顔写真が貼付された免許証、許可証、資格証明書その他これらに類するもの
- (5) その他市長が適当と認めるもの

(通称の使用)

第6条 宣誓をしようとする者は、市長が特に理由があると認める場合は、戸籍に記載されている氏名（日本国籍を有しない者については、これに準ずるもの。次条において同じ。）と併せて通称を宣誓書に記入することができるものとする。この場合において、市長は、日常生活で当該通称を使用していることが確認できる書類を宣誓書に添付させるものとする。

(受領証等の交付)

第7条 市長は、宣誓書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、長浜市パートナーシップ宣誓書受領証（様式第2号）及び長浜市パートナーシップ宣誓書受領証カード（様式第3号）（以下これらを「受領証等」という。）に当該宣誓書の写しを添えて交付するものとする。この場合において、当該宣誓書に通称が記入されているときは、戸籍に記載されている氏名を受領証等の裏面に記載するものとする。

(宣誓事項の変更)

第8条 受領証等の交付を受けた者（以下「宣誓者」という。）は、宣誓した内容に変更が生じた場合は、速やかにパートナーシップ宣誓事項変更届（様式第4号）に受領証等及び変更事項が確認できる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 第5条の規定は、前項の変更をするときについて準用する。

3 市長は、第1項の変更届の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、変更後の内容を記載した受領証等を交付するものとする。

(受領証等の再交付)

第9条 宣誓者は、受領証等の紛失、毀損等により受領証等の再交付を希望するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

2 第5条の規定は、前項の再交付をするときについて準用する。

3 市長は、第1項の再交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、受領書等を再交付するものとする。

4 宣誓者は、前項の規定により受領証等の再交付を受ける場合は、既に交付を受けた受領

証等を返納しなければならない。ただし、紛失した場合は、この限りでない。

- 5 紛失を理由として受領証等の再交付を受けた宣誓者は、当該紛失した受領証等を発見したときは、速やかに市長に返還しなければならない。

(受領証等の返還)

第10条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届(様式第6号)に受領証等を添えて、市長に届け出なければならない。この場合において、届出を怠ったことによって生じた損害については、市はその賠償の責を負わないものとする。

- (1) 双方の意思によりパートナーシップを解消したとき。
- (2) 双方がともに本市に住所を有しなくなったとき。ただし、長浜市と協定を締結した地方自治体に転出し、当該地方自治体の長に対してパートナーシップ宣誓制度の継続を申し出る場合を除く。
- (3) 一方が死亡したとき。
- (4) 一方又は双方が、第3条各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。

- 2 前項の返還届は、宣誓者が自ら記入しなければならない。ただし、宣誓者の一方又は双方が当該返還届に自ら記入することができないと市長が認めるときは、この限りでない。

(受領証等の無効)

第11条 市長は、宣誓者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事実が判明した日以後において受領証等を無効とするものとする。

- (1) 虚偽その他不正な方法により、受領証等の交付を受けたとき。
- (2) 受領証等を改ざんし、又は不正に使用したとき。
- (3) 宣誓書を提出した時点において第3条各号に掲げる要件に該当していなかったとき。

- 2 市長は、前項の規定により受領証等の無効を決定したときは、当該宣誓者に対し、受領証等無効決定通知書(様式第7号)により通知するとともに、交付した受領証等の返還を求めるものとする。

- 3 市長は、必要があると認めるときは、無効を決定した長浜市パートナーシップ宣誓書受領証の交付番号を公表することができる。

(協定による手続)

第12条 市に転入した者がパートナーシップ宣誓制度の取組に関する協定(以下「協定」という。)を締結した地方自治体においてパートナーシップ宣誓に係る受領証その他これに類するもの(以下「締結自治体受領証等」という。)の交付を受けている場合において、市に転入した後も引き続きパートナーシップ宣誓を継続することを希望するときは、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) パートナーシップ宣誓申告書(様式第8号)
- (2) 締結自治体受領証等
- (3) 住民票の写し
- (4) 宣誓しようとする者の本人確認資料の写し(提示により確認できる場合を除く。)
- (5) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、転入した者から前項の規定による書類の提出があった場合において、転入元の地方自治体に対し、パートナーシップ宣誓申告に係る通知書（様式第9号）に締結自治体受領証等を添えて交付の事実を通知するものとする。

3 第1項第1号の宣誓申告書には、宣誓しようとする者が自ら署名しなければならない。ただし、自ら署名することができないと市長が認めるときは、この限りでない。

（個人情報の適正な取扱い）

第13条 市長は、この要綱に基づく事務を行うに際して収集した個人情報を、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適正に管理及び保管するものとする。

（施策の推進に当たっての配慮）

第14条 市の施策の推進に当たっては、この要綱の趣旨を尊重し、パートナーシップにある当事者に十分に配慮するよう努めるものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。



長浜市パートナーシップ宣誓制度ご利用の手引き
令和6年10月発行

【問合せ】

長浜市役所 人権施策推進課（市役所本庁舎3階）
長浜市八幡東町632番地

電話：0749-65-6560 ／ FAX:0749-65-6571

E-mail：jinken@city.nagahama.lg.jp

